

正規課程留学

(入学から卒業までポーランドの大学に通う場合)

	書類	備考
1	申請書	・ビザ申請オンラインシステム e-Konsulat で作成・印刷
2	パスポート	・発行から10年以内 ・ビザ用空きページは2ページ以上 ・残存期間は申請するビザの有効期限からさらに3ヶ月以上
3	パスポートコピー	・顔写真ページのみ ・過去のポーランド/シェンゲンのビザがあれば併せてコピー
4	写真1枚	・パスポート規格のフルカラー写真 ・幅35mm, 縦45mm ・白背景 ・顔の高さ（頭頂部から顎の先端）は写真全体の高さの70%-80%（32mm-36mm） ・過去6ヶ月以内に撮影
5	入学許可証	・ポーランドの大学が 規定書式 で発行した原本 ※規定書式以外の書類は無効 ・原紙または電子署名済み電子書類のいずれかを提出 ※コピーやスキャンは不可 ※電子署名済み電子書類を提出する場合、事前に電子ファイルを 領事部宛てにメール で送付する（電子署名の確認のため）
6	学費支払い証明	・大学からの証明書や、振込/送金の控えなど ※入学許可証に記載があれば提出不要
7	資格証明	・高校以降の直近で修了した教育の証明 （例：学部に入学的場合は高校の卒業証明、大学院に入学的場合は学部の卒業証明） ※日本国外の教育機関を修了している場合、提出書類について事前に問い合わせること ※同じコースで2年目以降は原則不要

8	航空券予約確認書	・往路（日本からポーランド）は必須 ・復路（ポーランドから日本）未購入の場合、後日購入し滞在目的終了後には帰国する旨の自署済み宣誓書を提出
9	滞在場所証明	・学生寮の証明書、賃貸契約書のコピーや当初期間分のホテル予約など ※入学許可証に記載がある場合は原則不要
10	海外旅行保険	・ポーランドを含むシェンゲン圏で有効な、救援・治療・入院や死亡および緊急一時帰国費用の補償額が合計30,000EUR以上のもの ・渡航初日から有効で、申請するビザの有効期間を全てカバーしていること ・2013年12月12日付けの外国人法第25条(1)(2)(a)及び同条(1b)に規定される要件を満たす保険会社が発行した保険商品であること。要件を満たす保険会社及び保険商品はポーランド外務省のウェブサイトで確認 ・上記内容が確認できる、申請者名が記載された保険会社発行の書類を提出 ・ZUS（ポーランドの社会保険）にすでに加入済みの場合、その証明書（ZUS RM UA Raport miesięczny dla osoby ubezpieczonej）の提出も可能
11	滞在資金証明	・必要最低額は1日あたり75PLN、1ヶ月で2250PLN ・復路航空券未購入の場合、2500PLNを加算 ・以下から少なくとも1点を提出
		1 申請者またはスポンサー名義のクレジットカードの利用可能額（限度額）を証明する書類 ・カード会社が1ヶ月以内に発行した証明書（利用明細でも可） ・オンライン発行の証明書は印刷して提出可、ただしスクリーンショットの印刷や画面の提示は不可 ※滞在期間にかかわらず、限度額が1ヶ月あたりの必要最低額を超えていれば問題ない
		2 申請者またはスポンサー名義のポーランド（またはポーランドに支店を持つEU加盟国）の銀行の残高証明書 ・銀行が1ヶ月以内に発行した証明書 ・オンライン発行の証明書は印刷して提出可、ただしスクリーンショットの印刷や画面の提示は不可 ※日本の銀行が発行した書類は提出不可 ※残高が[1ヶ月あたりの必要最低額×申請するビザの月数（最大12カ月）]

			を超えていけば問題ない
		3	奨学金の受給証明書 ・支給額及び期間が明記されたもの
12	スポンサー書類	・以下の3点を全て提出 ※申請者が未成年でなくても原則必要 ※奨学金を受給している場合は原則として提出不要	
		1	スポンサーが留学に同意しており、留学に関わる必要経費を負担する用意がある旨のレター
		2	戸籍謄本または抄本（申請者とスポンサーの家族関係が確認できること）
		3	スポンサーの在職証明書 ・給与額の記載があるもの（年額・月額は問わない） ・給与額の記載がない場合、給与額を証明できる書類も併せて提出
13	未成年者の場合	・片方または両方の親権者が申請に同行しない場合、不在となる親権者からの公証済みビザ申請同意書、身分証コピー及び親子関係の証明書類（戸籍謄本）を提出 ※両親権者同伴で申請する場合は提出不要	
14	その他	・教授言語の運用能力（CEFR B2以上相当）を証明する書類を可能な限り提出する	